

法令及び判例ニュース  
( n.º 12-07)

A.- 法令

1.- ロイヤリティー契約書と技術移転契約書について( n.º 2 )

前回に続き、ロイヤリティー契約書或は技術移転契約書の中央銀行への登録、国外への送金と法人所得税上の規定について下記の通り纏めてみた。

1.3.- ロイヤリティー、技術移転契約書の中央銀行への登録と送金

- a.- INPI へ登録された後、ロイヤリティー又は技術移転契約書の中央銀行への登録は数年前までは数ヶ月を必要としていたが、今日では、インターネットを使い電子登録が可能となり、ほとんど即時登録が出来るように改善された。
- b.- INPI と中央銀行( BACEN )への登録が済めば、国外送金時に源泉徴収される法人所得税と CID を支払った書類を提示し、為替取引銀行で為替を閉め合法的な送金が出来る。

1.4.- ロイヤリティー、技術指導料金の税務上の取り扱い

a.- 法人税法の費用控除

外国在法人或は個人へ支払われたロイヤリティー或は技術移転に係わる支払額は法人所得税上、操業費用として控除するには次の 3 条件 (Art. 354 do RIR)を満たす必要がある。

- 1.- 中央銀行に登録された契約書に従う;
- 2.- 技能者(técnico)、図面 (desenhos) ,或は当国へ送られた技術指導 (instrução) 又は外国での技術研究に該当するもの;
- 3.- 年間の総支払い額が大蔵省指令に規定された枠内であること;  
注. 一大蔵省指令は前回記載した 58 年の 436 号が適用される。
- 4.- 更に技術指導料金の場合、操業開始或は新製品の生産から 5 年間だけに制限されている。  
但し、技術指導等の必要性が当局(INPI)より認められた場合、延期することが出来る。 (§ 1º)

注. - 5 年以上でも INPI へ登録された契約書は問題ない。

**b.- 源泉徴収税**

一方、上記 1.3.の b に記載した国外送金額の 15% が法人所得税として源泉徴収される。

但し、契約書の条件により送金者が 15% の源泉税を負担する場合、送金額はネット金額と見なされ、送金額を 1,17647 で修正した金額が源泉徴収の対象となる。

注 1.- 以前は源泉徴収率は 25% であったが、CID 10% の課税時点から 15% へ削減された。  
 2.- 二重課税を防ぐ、日伯租税協定が交わされた時期の源泉徴収率は 25% であったため、日伯間の送金に対する源泉徴収率は両国が折半した 12,5% が今でも適用される。  
 3.- 上記の通り、送金者が源泉税を負担し、日本へ送る場合は 1,14285 で修正し 12,5% を源泉徴収した後ネット金額を送金する。

**c.- CID -Contribuição de Intervenção no Domínio Econômico ( 経済領域介入納入金)**

2000 年 12 月 29 日付法令 10 168 により海外へ送金されるロイヤリティー、技術指導料金等は送金の際、源泉所得税の他に CID 10% を支払う必要がある。

**d.- 移転価格税**

近年、法人所得税の課税対象として問題となっている移転価格税について、ロイヤリティー、技術移転契約書は対象外となっている。( art. 18, § 9º da lei n.º 9.430, 27-12-1996)

Flavio Tsuyoshi Oshikiri  
 Ohno & Oshikiri Advogados  
 Tel.(011) 3068-2053  
 SP.30-11-07